

平成26年度（公財）養老町スポーツ連盟事業奨励費 基準実施要項

1. 主 旨

加盟競技団体においてスポーツ活動の活発化と競技力向上の促進を図るため、各種事業等の実施及び援助を目的に、（公財）養老町スポーツ連盟が後援し、開催加盟競技団体が実施する。

2. 主 催

開催加盟競技団体

3. 後 援

（公財）養老町スポーツ連盟

4. 期 間

当該年度、4月1日より2月10日までの間に実施のこと。

5. 実施方法

- (1) 選手育成と競技力向上の目的達成に必要な事業
- (2) 生涯スポーツ振興に貢献する事業
- (3) 1競技団体あたり1事業迄とする。
- (4) 当該年度で奨励事業は10事業迄とする。

6. 事業内容

各種目別競技大会等及びスポーツ教室の開催に係わる事業

7. 参 加 者

当該年度、各種目競技団体加盟の者（チーム）及び養老町に在住又は在勤、在学する者とし、人数については、1事業につきおおむね30名以上とする。

8. 経費及び経理処理

奨励費の対象経費は以下のとおりとし、その限度は「奨励費経理処理基準一覧」に示すとおりとする。

- (1) 奨励費1事業2万円とし、1事業の総額4万円以上をもって実施経費とする。
- (2) 対象経費は、諸謝金、会場借上料、用具費、保険料、通信運搬費、消耗品費とする。
- (3) 奨励事業の執行にあたっては他事業の経理と明確に区別できるものでなければならない。
- (4) 経理処理にあたっては収支の内容を明確にし、また各経理の領収書等会計書類を完備し、その写しを本会に提出するものとする。

9. 奨励費の交付

- (1) 奨励費交付申請書及び実績報告書提出後、書類審査の上交付決定する。
（様式1、2）
- (2) 奨励費は、交付決定後銀行振込で行う。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。